

飲酒運転を根絶しましょう

車を運転する際は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。
また、飲酒をした翌朝など、飲酒直後ではなくても体内にアルコールが残った状態で車を運転した場合は、飲酒運転となります。

自動車で友人や知人と飲食店などへ行く際は、お酒を飲まない方（ハンドルキーパー）を決め、その方が運転するようにしましょう。

飲酒運転は周囲の方にも厳しい罰則が設けられています。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転の罰則例



状 態			刑 罰	違反点数
酒酔い運転			5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	呼気1ℓ中のアルコール濃度	0.25mg以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	25点
		0.15mg以上		13点
		0.25mg未満		

状 態		刑 罰
車 両 提 供 者	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒 類 の 提 供 車 両 の 同 乗 者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

問合せ／防災・交通担当
(内線2116・2117)

防災対策

防災用品の備えは避難行動や避難生活に心の余裕をもたらします



災害が起きると、避難所での生活や、ライフラインが止まった不自由な生活を余儀なくされることがあります。そのような場合に備えて、避難時に持ち出す「非常持出品」、災害後の自宅や避難所での生活を支える「非常備蓄品」、外出先での被災に備えた「常時携行品」と「車載常備品」などの準備をしておきましょう。

他にも、家族で避難方法や避難場所、連絡方法などについて話し合い、離れ離れの場合でも、どのようなことに注意すればよいか話し合うことも大切です。

災害はいつ起こるか分かりません。以上のことなどに気を付け、備えておきましょう。

- ・備蓄品は定期的に点検しましょう。特に、食品や飲料水の賞味期限、薬の有効期限、電池の使用推奨期限などをチェックし、期限が切れないように入れ替えをしておきましょう。
- ・冬季の寒さを想定した準備をしましょう。
- ・水道、電気、ガスなどのライフラインが止まった状態を想定して準備しましょう。
- ・地震による家屋の倒壊や、津波の襲来などの危険が迫っている場合は、非常持出品であっても無理に持ち出さず、避難行動を優先させましょう。

■非常持出品（避難時に持ち出すもの）

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・電池 ・カイロ ・救急道具 ・貴重品（免許証、保険証、通帳と印鑑など）
- ・ろうそく、ライター ・ビニール袋 ・マスク（無い場合は鼻や口を覆うハンカチなど） ・体温計 ・衣類
- ・アルコール消毒液（無い場合はウェットティッシュなど） ・生理用品 ・紙おむつ ・モバイルバッテリー
- ・10円玉（公衆電話は災害時に優先的につながるので多めに） ・薬 ・お薬手帳 ・哺乳瓶 など

■非常備蓄品（災害後の自宅や避難所での生活を支えるためのもの）

- ・食料品（米、パン、レトルト食品、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど） ・飲料水 ・毛布 ・ポータブルストーブ
- ・ガスこんろ ・マスク ・ティッシュ ・予備ガスボンベ ・洗面用具 ・トイレトペーパー ・ガムテープ
- ・灯油 など

ローリングストックについて

備蓄専用の保存食なども大切ですが、普段から少し多めに食料品や日用品を買っておき、使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の備蓄を自宅に確保しておくことをローリングストックといいます。

日常生活の中に、非常備蓄を上手に組み込みましょう。

■常時携行品（外出先での被災に備えて持ち歩くもの）

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・ハザードマップ ・ホイッスル（閉じ込められた時などに場所を知らせます） など

■車載常備品（運転中の被災に備えて車に積んでおくもの）

- ・防寒着、毛布 ・雨具、長靴 ・スコップ ・手袋 ・ブースターケーブル ・けん引ロープ ・スノーブラシ
- ・簡易トイレ など

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

別海町競争入札参加資格審査申請の受け付けについて

令和5・6年度における本町への物品納入や役務提供のほか、建設工事、測量・設計などの競争入札参加資格審査申請を次のとおり受け付けます。

各申請部門の資格要件は、役場前の掲示板に告示するほか、町ホームページに掲載します。

不明な点は、下記担当にお問い合わせください。

なお、中間年度における申請の受け付けは実施しませんので、この期間内に忘れずに申請してください。

■申請方法

「建設工事」「設計等」部門については、本年度からインターネットを利用した「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」による申請となります。

【「建設工事」・「設計等」部門】

- 北海道建設技術センターが実施する共同審査により、本町の入札参加資格の申請を受け付けますので、下記の北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトより、北海道建設技術センターが提供するシステムからの申請をお願いします。
- ポータルサイト内にある告示内容と、申請の手引きなどをご確認ください。
- インターネット環境が無いなどの理由がある町内業者に限り、紙媒体の申請書類を受け付けますので、下記問合せ先までご連絡ください。
- 北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト
<https://www.hoctec.info/kyoshin/>

■受付期間 12月12日(月)から令和5年1月31日(火)

※土曜日、日曜日、祝日を除く

※郵送の場合は1月31日当日消印有効(物品・役務部門のみ)

■受付時間 午前9時から午後5時

町ホームページ
検索キーワード

入札参加資格



【「物品・役務」部門】

①本町独自様式を次のいずれかの方法によりご用意ください。

- 役場財政課窓口での受け取り
- 郵送による受け取り
※返信用封筒(A4版)と切手140円分を同封してお申し込みください。

・町ホームページからのダウンロード
<https://betsukai.jp/sangyo/nyusatsu/shikaku/shikakushinsa/>

②提出方法 持参または郵送

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。

- 持参の場合 役場財政課窓口へ提出
※その場での書類審査は行いません。
- 郵送の場合 下記郵送先に「競争入札参加資格審査申請書在中」と明記の上、送付してください。
※持参、郵送を問わず84円切手を貼付した返信用封筒を添付してください。(返信用封筒の添付が無い場合は、受理票を送付しません。)

■問合せ・郵送先

〒086-0205 野付郡別海町別海常盤町280番地
別海町役場 総務部 財政課 契約管財担当
TEL75-2111 (内線2314・2316)



歳末特別警戒

別海消防団(署)では、次のとおり歳末特別警戒を実施します。

慌ただしい年の瀬、火気に対する注意がおろそかになりがちです。火の元点検を心掛け、明るい新年を迎えましょう。

■期間 12月24日(土)から30日(金)までの7日間

■時間 午後6時から午後9時

■内容 消防団員(消防車)による防火パトロール

※新型コロナウイルス発生状況により中止する場合があります。

防火のポイント

■ストーブの上に洗濯物を干すのは絶対にやめましょう。

■まきストーブは、燃えかすや灰の処理を確実にしましょう。

■石油ストーブの燃料補給は消火してから、灯油以外の燃料(ガソリンなど)と間違えて給油しないよう、油種をよく確かめて給油しましょう。

■こたつの中に衣類などの燃えやすい物を放置しないようにしましょう。

■暖房器具、ガスこんろの消し忘れに注意しましょう。

■投光器を家畜の暖房に使用することはやめましょう。

問合せ/予防課 TEL75-2200

心筋梗塞について

突然生じた胸の痛みが続く場合は心筋梗塞の可能性があります。呼吸苦や冷汗を伴い、痛みの広がり具合から胃や肩の病気と間違うことがありますので、これまでに感じたことのないような胸の痛みが生じた場合には救急車の要請、医療機関の受診を早期に行ってください。

(救急係 TEL 75-0366)